

2 8 監 第 4 2 号
平成 2 9 年 2 月 1 7 日

大 町 市 長 様
大 町 市 議 会 議 長 様
大 町 市 教 育 委 員 会 教 育 長 様
大 町 市 農 業 委 員 会 会 長 様
大 町 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 様
大 町 市 公 平 委 員 会 委 員 長 様
大 町 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 長 様
大 町 市 病 院 事 業 管 理 者 様

大町市監査委員 山 下 好 隆
同 小 林 治 男

定期監査の結果について （報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、平成28年度の
定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

平成 2 8 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

大 町 市 監 査 委 員

目 次

1	監査の目的	1
2	監査の方法	1
3	監査の期間及び監査の対象	1
4	監査の実施場所	2
5	監査の結果	2

平成 2 8 年度 定期監査結果報告書

第 1 監査の目的

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 条第 1 4 項から第 1 6 項、同法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、各会計における事務事業が適正かつ合理的、効果的に執行されているか監査を実施した。

第 2 監査の方法

平成 2 8 年度の各課等の事務事業の執行について、前期は 9 月 3 0 日現在、後期は 1 1 月 3 0 日現在の内容で提出された監査調書等に基づき、例月出納検査結果を参考とし、関係書類、帳票等を確認するとともに、関係職員からの聴取りにより実施した。

第 3 監査の期間及び監査の対象

1 前期（平成 2 8 年 1 1 月 1 日から 1 1 月 1 5 日まで 7 日間）

期 日	対 象 施 設 ・ 係 等
1 1 月 1 日（火）	図書館、文化会館・大町公民館・勤労者福祉施設、かえで保育園、文化財係（文化財センター）
1 1 月 2 日（水）	くるみ保育園、第一中学校、あすなろ保育園、南小学校、はなのき保育園
1 1 月 4 日（金）	西小学校、児童センター、山岳博物館、中央保健センター
1 1 月 7 日（月）	どんぐり保育園、東小学校、しらかば保育園、北小学校
1 1 月 1 1 日（金）	仁科台中学校、総合体育館（社会体育係）、環境プラント・クリーンプラント
1 1 月 1 4 日（月）	八坂小学校、八坂支所（総務係、民生係、産業建設係）、八坂中学校、たけのこ保育園
1 1 月 1 5 日（火）	美麻小・中学校、みあさ保育園、美麻支所（総務係、民生係、産業建設係）

2 後期（平成 2 9 年 1 月 1 2 日から 1 月 2 6 日まで 1 0 日間）

期 日	対 象 課 等
1 月 1 2 日（木）	子育て支援課、税務課

期 日	対 象 課 等
1 月 1 6 日（月）	商工労政課、産業立地戦略室、企画財政課
1 月 1 7 日（火）	生活環境課、農林水産課、農業委員会
1 月 1 8 日（水）	庶務課、選挙管理委員会、福祉課
1 月 1 9 日（木）	学校教育課、生涯学習課
1 月 2 0 日（金）	情報交通課、まちづくり交流課（市民活動支援係、定住促進係、男女共同参画・人権政策担当）
1 月 2 3 日（月）	市民課、観光課
1 月 2 4 日（火）	建設課、消防防災課、まちづくり交流課（国際芸術祭推進担当、芸術文化振興担当）
1 月 2 5 日（水）	会計課、議会事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員事務局、上下水道課
1 月 2 6 日（木）	大町総合病院（庶務課、医事課、経営企画室、健康管理部、医療情報部）

第 4 監査の実施場所

議会棟第 2 委員会室、八坂支所、美麻支所、大町総合病院及び各施設等

第 5 監査の結果

全般的な財務に関する事務の執行等については、一部に改善、留意及び検討を要する事項も見受けられたが、概ね適正に執行されていると認める。

なお、事務処理上の軽微な事項や助言的事項は、監査実施中において口頭により指摘等したことから本報告書での記載は省略した。

また、予算の執行状況については、例月出納検査結果報告書に記載があるので省略する。

1 第 5 次総合計画の着実な推進

本格的な人口減少時代を迎え、地域社会が大きく変化してゆく中、市の将来像を「未来を育む ひとが輝く 信濃おおまち」とし、向こう 10 カ年のまちづくりの計画として「大町市第 5 次総合計画基本構想」（平成 29 年度から 38 年度まで）を定め、目下、前期 5 カ年間の基本計画や具体的な施策の策定を進めているところ

である。この10年は、大町市が活性化していくことができるのか、衰退に向かっていってしまうのかを決定づける極めて重要な期間である。

市民の意識や価値観が多様化してきており構想の実現には難しさも予想されるが、市民と将来像・基本理念をしっかりと共有し、市民一人ひとりが主役となって市政に参画する市民主体のまちづくりの推進に徹するとともに、きびしさを増す財源見通しの中ではあるが、限られた人材や資源を最大限効果的に活用し、目標の実現に向け取り組まれない。

2 市税等の収納率の向上

市税等の収納率（現年課税分）は、11月末現在63.00%で昨年同期に比べ0.73ポイント向上した。昨年度においても対前年同期比0.71ポイントの上昇となっており努力の成果が見られる。しかしながら、県内他市に比べると依然として低い率となっていることから引き続き収納率の向上に努力されたい。

また、滞納処分の手続きについては、地方税法や市税条例、市税に関する規則等の定めを検証するとともに適正な執行に努め、市民負担の公平性及び財源確保を図られたい。

3 公有財産台帳・固定資産台帳の整備

地方自治体の所有している公共施設の維持管理が大きな課題となってきた中、国からの要請もあって長期的な視点に立つての維持管理の基本方向を示す「大町市公共施設等総合管理計画」（平成28年から38年までの11年間）を策定した。

また、現金主義会計を補完する制度として平成14年から進められてきた「新公会計制度」も、人口減少・少子高齢化の急速な進展の中、財政マネジメントの強化が急務となってきたことから新たな段階を迎え、統一的な基準（発生主義・複式簿記）にもとづく財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成や固定資産台帳の整備、公表を義務づける段階となっている。

市においてはいち早く取り組みを開始し、平成24年度より公表してきたところであるが、固定資産台帳作成の基礎データとした「公有財産台帳」が財務規則にもとづいて正確に記載されていないところがあるため実態を正確に表すものとなっていないものがある。

公共施設等総合管理計画は、統一基準にもとづく固定資産台帳の作成や公会計の整備を必ずしも前提とするものではないが、策定した基本方向にそって、施設別の具体的な管理計画を策定していくには、維持管理、修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやコストの分析が不可欠である。実態を正確に表した公有財産台帳、固定資産台帳の整備をすすめ、これらを有効活用する中で個別具体的な管理計画の樹立をすすめられたい。

4 市立大町総合病院の経営改革の断行

抜本的な経営改善が急務となっている市立大町総合病院の直近（12月末）の経営状況は、入院患者の増（前年同期比プラス7.0%）や地域包括ケア病床への転換などで入院収益が対前年189,260千円の増となり明るい兆しも見えているが、外来収益は前年比マイナス21,150千円、医業費用が前年同期比49,120千円の増となっており、前例にない赤字の予算を樹て必達を期してきたところであるが、その枠（4.5億円の赤字）には収まらない状況で5億円に近い赤字決算となることが見込まれる。残り3ヶ月であるが、計画必達に向け一層の努力を切望する。

こうした状況の中、国より新公立病院改革プランの策定が要請され、適切な医療体制の再構築と抜本的な経営改革を進めるため平成32年度を目標年度とする「市立大町総合病院新改革プラン」を策定し改革を図ることとしている。

独立行政法人等経営形態の見直しにまで踏み込んだ多岐にわたる取組方針が示されているがどの項目をとっても実践に移していくには難題ばかりである。平成20年度に「病院改革プラン（平成21年～25年の5ケ年）」、平成24年度には「中期計画（平成25年～29年の5ケ年）」と相次いで計画を打ち出し取り組んできたが未達事項が多く経営状況は中々、好転せずきびしくなるばかりである。

このような中での新たな計画策定となるが、全職員が改革プランの内容、目指す方向、改善しなければならない課題、具体的な実践方策についてきちんと理解し、認識を共有し、診療科毎に、職員一人ひとりに目標をきちんと落とし込んで全職員一致結束して取り組む体制にしてキックオフしなければまた計画倒れになってしまう恐れもある。

今回の計画に平成37年までの9年間の収支計画が示されているが、計画通りに達成できたとしても平成37年度末に18億円近い累積欠損金が残るとするものであり、一般会計の財務見通しが年々厳しい状況になっていくことを考えると、この計画は何としても達成しなければならない最低限の目標値である。

早急に経営改善チームを本格稼働させ、事業管理者の強いリーダーシップのもと全職員一致結束し不退転の決意で着実な実践に取り組まれない。